

6 産業廃棄物等の広域的な不適正処理事案への国の積極的な関与について

近年、外国人グループなどが複数の自治体間を移動して、廃プラスチック類や金属くずといった雑品スクラップ等の不要物を有価物と称し、大規模に不適正保管する事案や、複数箇所にゲリラ投棄する事案が発生している。これらは、有害物質が含有されている場合や、崩落する可能性があるため、周辺的生活環境に大きな影響を及ぼすおそれがあり、実際に行政代執行が行われるなど、各自治体とも対応に苦慮している。

このような事案には、外国人業者のヤードが深く関係し、外国人グループのダミー会社やブローカーが複数の自治体間を移動しながら関与していると想定される。本県においても、こうした事案が2件発生しているほか、別の自治体でも同様の事案が複数発生している。

こうした事案は、外国人グループなどによる組織的な偽装・隠蔽行為が行われていることや、外国語による聴取及び指導が必要な場合もあることから、実態解明が困難であり、本県でも対応に苦慮している。行政代執行を行った場合も、関係者が帰国して接触できないなど、求償が困難な事例もある。

このような不適正処理事案は、未然防止や早期対応が不可欠であるが、現在は自治体間の情報共有の仕組みが構築されておらず、円滑な情報共有が難しい状況にある。そのうえ、自治体間での指導方針や国による廃棄物該当性の判断についての法解釈が不明瞭であるがゆえの適用の相違もあり、統一的かつ迅速な対応が困難である。

ついては、次の4点について特段の措置を講じるよう国に対して要望したい。

- 1 外国人グループなどによる不適正な廃棄物処理や偽装・隠蔽行為に専門的知識を有する専門家・実務者を派遣するなど技術的支援の拡充

を図るとともに、さらなる財政的支援の充実を図ること。

- 2 国が主体となって、外国人グループなどによる不適正処理事案に関する詳細な情報を速やかに収集し、自治体間で共有できる制度を構築すること。
- 3 国は、自治体の裁量に委ねられている廃棄物該当性の判断の法解釈及び指導方針について統一した見解を明確に示すこと。
- 4 外国人グループなどが関連する複数の自治体に跨る不適正処理事案について、国が主体となって調整を図り、連携して対応できる体制を構築すること。